

## 令和5年度 定期監査（県立病院局）の結果及び講じた措置の状況

### 第1 監査の概要

鹿児島県監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠し、以下のとおり監査を実施した。

#### 1 監査の種類

財務監査

#### 2 監査対象機関の名称及び監査実施期間

別表のとおり

(参考)

| 区 分   | 本 庁<br>(課) | 出 先 機 関<br>(病院) | 計 |
|-------|------------|-----------------|---|
| 県立病院局 | 1          | 5               | 6 |

#### 3 監査の対象

令和4年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

#### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正に行われているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかの観点から実施した。

#### 5 監査の実施内容

収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費並びに使用料及び賃借料について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

### 第2 監査の結果及び講じた措置

#### 1 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、2機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の4機関においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の指摘事項や3件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

1 件

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要がある

と認められるもの)

3件

2 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

| 区分    | 監査結果                          | 措置の通知                    |
|-------|-------------------------------|--------------------------|
| 県立病院局 | 報告：令和5年10月4日<br>公表：令和5年10月13日 | 報告：令和6年1月5日 公表：令和6年3月15日 |

3 監査の結果及び講じた措置の内容

指摘事項

| 機関名   | 事項の内容  | 講じた措置の内容  |
|-------|--|---|
| 県立病院局 |  |   |
| 県立病院課 | 診療報酬等における個人負担分の未収金は県全体で1億118万余円で、前年度より4.46%増加し、多額となっている。 | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県立病院事業未収金対策実施要領」に基づき、その解消に努めるとともに、発生原因を分析し、発生防止に努めている。</li> <li>各病院においては、入院患者に対し、診療費の事前通知を行う等、新規発生の未然防止を図るとともに、回収目標額や具体的な電話催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収金回収計画」を毎年度作成し、その計画に基づき未収金の回収を行っている。</li> <li>事業管理者や各県立病院長等で構成する「経営会議」において、「目標管理システム」により四半期ごとに発生・回収状況の管理を行うなど債権管理の一層の適正化を図っている。</li> </ul> |

文書注意事項

| 機関名             | 事項の内容                                  | 講じた措置の内容   |
|-----------------|--|--|
| 県立病院局           |  |  |
| 県民健康プラザ鹿屋医療センター | 診療報酬等における個人負担分の未収金は2,019万余円で、前年度より増加し、 | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係職員で連携し、未納者の来院時に職員等が面接し、実態を把握して督促・回収に努めている。</li> </ul> |

|      |   |  |
|------|---|--|
|      | 多額となっている。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>分納中の者で計画どおりの入金が行われない未納者や長期間入金のない未納者に対して、定期的に文書や電話による督促を実施している。</li> <li>悪質な未納者については、最終催告書を送達し、それでも支払わない場合は法的措置を実施している。</li> </ul>   |
| 大島病院 | 診療報酬等における個人負担分の未収金は5,007万余円で、前年度より増加し、多額となっている。 | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>院内において未納患者の情報共有を図り、受付窓口から未収金担当への迅速な情報伝達に努めている。</li> <li>外来診療において、当日支払いができない患者から「納入方法申出書兼誓約書」を徴収し、後日、誓約どおりに支払いがない場合は、新たに「分納計画書」を作成させ回収に努めている。</li> </ul>   |
| 始良病院 | 診療報酬等における個人負担分の未収金は2,094万余円で、前年度より増加し、多額となっている。 | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未納者が外来受診等で来院した際には、窓口で支払い指導を行っており、来院のない者については、文書や電話で督促を行っている。</li> <li>入院患者及び家族に対し、自己負担が高額とならないよう、入院手続きの際に限度額適用認定証の申請案内を行っている。</li> <li>一括納付が困難な未納者については、分割納付指導を行っている。</li> <li>未納額が多額となっている入院患者に面談し、支払い指導を行っている。</li> </ul> |

(別表) 監査対象機関の名称及び監査実施期間

| 機 関 名 |   | 実 施 期 間              |
|-------|---|----------------------|
| 県立病院局 | 県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院 | 令和5年5月16日<br>～ 7月28日 |

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載